経済産業省主催の県民説明番組への意見投稿呼びかけに 関する事実関係と今後の対応(再発防止策)について

平成23年7月14日九州電力株式会社

1. 事実関係

経済産業省主催の「放送フォーラムin佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』 ~ 玄海原子力発電所 緊急 安全対策 県民説明番組 ~ (平成23年6月26日)」に際し、当社社員が協力会社等に対して、ネット参加へ の協力を依頼した事象が発生。同説明番組の趣旨を大きく損なう事態となった。

関係者への調査を行なった結果、事実関係は以下のとおり。

【調査結果】

(1) 今回事象の概要 ··· [図1]参照(P2)

(注)役職は6月時点

上記の県民説明番組(6月26日)に先立ち、副社長(原子力担当)、原子力発電本部長及び佐賀支店長の三者は、原子力発電に対する不安感の高まりなどの昨今の情勢から、同説明番組への意見投稿が、慎重派意見が中心となりそうなことを懸念し、相談の上、「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識を共有。(6月21日)

[原子力発電本部]

副社長及び本部長は、 の認識を踏まえ、原子力発電本部部長に対して、賛意の参加者を増やすために、「当説明番組の周知」を指示。(6月22日)

同部長はこれを受けて、具体的な方法を特定せず、番組周知を部下(課長級社員)に指示した。この指示により部下は、協力会社(原子力部門の主な協力会社4社)の原子力担当部長(当社0B)へ、同番組の周知と、自らの判断で、自宅パソコン等からの賛成投稿要請をメールで依頼した。

併せて、社内の原子力部門の管理職にも、同内容をメールで依頼。(6月22日)

同内容の依頼を受けた協力会社の原子力担当部長は、同社の管理職等に同番組への賛成投稿をメールやイントラネット等で要請した。

また、同内容の要請を受けた当社の原子力部門の管理職は、さらに、同僚·部下に同番組への賛成投稿をメール又は口頭で要請した。(6月22日以降)

その結果、原子力発電本部からの要請による、同番組への賛成の投稿者数は、協力会社17名、当社社員34名、計51名()となった。(6月26日)

なお、副社長、同本部長及び同本部部長は、指示に対するフォローを行なわず、広範囲への投稿要請について把握していなかった。また、同本部の当該課長級社員は、指示をした同本部部長に対して、これらのメールでの投稿要請について報告を行なわなかった。

[佐賀支店]

一方、佐賀支店長は、部下(支店部長3名)に対して、「賛成意見の投稿を増やすことが必要」との認識を伝え、具体的な対策を検討するよう指示。(6月22日)

当該支店部長3名は、対象の選定や要請方法、事例文等を検討し、その中の支店部長1人が、その他の支店幹部に、社外への投稿要請を依頼。(6月22日)

依頼されたその他幹部等は、取引会社等(取引会社26社、お客さま5社)に対して、自ら訪問等により、 賛成の投稿を行なうよう要請。なお、取引会社へは、事例文を持参。(6月22日~24日)

その結果、佐賀支店からの要請による、同番組への賛成の投稿者数は、取引会社75名、お客さま4名、 当社社員11名、計90名()となった。(6月26日)

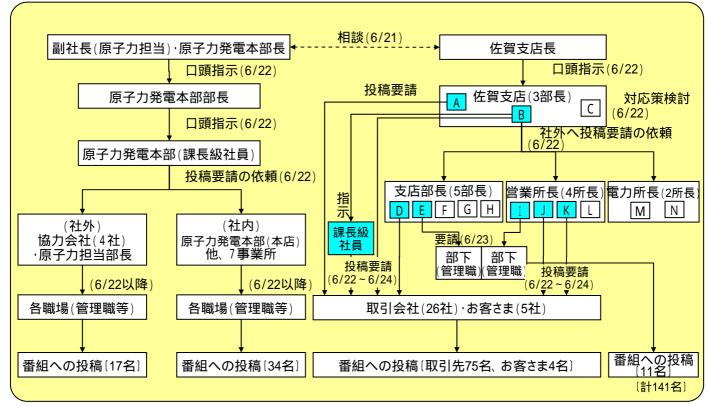
なお、佐賀支店長は、これらの投稿要請の報告を受けており、認識していた。

[投稿者総数]

以上、原子力発電本部及び佐賀支店の要請による投稿者の総数は、141名()となった。 (6月26日)

()H23.7.13時点判明分

[図1] 今回の投稿要請に至る主な流れ



- (注1) ()は月日 []は投稿者数
- (注2) 数字は、P1の【調査結果】に付された番号に対応
- (注3) 佐賀支店の網掛けは、投稿要請を社内外に行なった者。

[参考] 今回事象の計内調査概要

- (1) 調査期間
- · 平成23年7月7日(木)~7月13日(水) 7日間
- (2) 調査対象者
 - ・ 同説明番組への投稿要請に関係した者(当社関係 約520名)
 - ・ 会長、社長はじめ、当社経営幹部から担当者、協力会社、取引会社、お客さまの担当者など
 - ・ 特に、元副社長、元原子力発電本部長、元同本部部長、同本部(課長級社員)、佐賀支店長、同支店幹 部を中心に調査。
- (3) 調査方法·内容
 - ・ 直接聴き取りや証拠書類(文書、メール)等での確認等
 - ・ 今回の事象の事実関係(指示命令等)、背景、動機等
- (4) 調査体制
 - コンプライアンス関係部署が連係し、中立的な立場から調査を実施。
- (5) その他
- ・ 今回は調査期間も短く、事象の根本的な原因把握に至っていない可能性もあるため、社外有識者等で 構成する「アドバイザリーボード」を設置し、今回のアンフェアな行動の原因分析及び再発防止策の深掘り を行なう。

〔表1〕 協力会社等の社外への要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分
(1)要請日	o 平成23年6月22日、24日	o 平成23年6月22日、23日、24日
(2)要請者	o 原子力発電本部 課長級社員(1名)	o 佐賀支店 部長(3名)、課長級社員(1名)、 営業所長(2名) 〔計6名〕 (注)上記以外の幹部(支店部長4名、営業所長 1名、電力所長2名)は社外へ投稿要請は実施せず。 このうち、電力所長2名は、コンプライアンス違反と認識し、対応しなかった。
(3)要請先	 o 原子力関係協力会社(4社) []は出資比率 ・ 西日本プラント工業(株)[85.00%] ・ 西日本技術開発(株)[68.75%] ・ 九電産業(株)[99.62%] ・ ニシム電子工業(株)[100%] 	o 佐賀県内の取引会社(26社)及び主要なお客さま(5社) (注)いずれも、日頃の訪問活動により、発電再開を要望されていると当社が受取った取引会社やお客さま
(4)要請内容	o メールで要請(協力会社の原子力担当部長へ送信) 6月22日送信分 (メール文の一部抜粋) ・「本件(当該番組)については、我々のみならず協力会社におかれましても、極めて重大な関心事であることから、万難を排してその対応に当たることが重要と考えております。 ・ つきましては、各位他関係者に対して、説明会開催についてご周知いただくとともに、可能な範囲で、当日ネット参加へのご協力をご依頼いただきますよう御願い致します。 説明会ライブ配信websiteにアクセスの上、説明会の進行に応じて、発電再開容認の一国民の立場から真摯に、かつ県民の共感を得うるような意見や質問を発信 ・ 是非、自宅等からのパソコンからのアクセスをお願いします。 6月24日送信分 ・ 同番組の視聴方法(経産省・佐賀県のURL)をメールで連絡	つ 口頭で要請 ・ 当該番組の開催要領を手交し、「発電再開容認の立場から、意見や質問を発信」するよう依頼 ・ なお、取引会社(26社)のうち、23社には、意見投稿の事例文(支店部長1名が作成、6事例)を参考として手交 (事例概要) 原子力発電再開は、電力不足解消や九州・日本経済に大き〈寄与電力不足と文化的生活や熱中症への懸念自然エネルギーが原子力の代替エネルギーとならない原子力設備で、国が安全対策を評価停電による大混乱を懸念。発電再開を望む電力不足による国内産業の衰退が心配
(5)協力会社等 の社内での 要請状況	o 社員(管理職等)へメールや口頭で要請 〔計2,337名〕 ・西日本プラント工業:2,176名(社内イントラネットで 全社員に周知) ・西日本技術開発:47名 ・九電産業:67名 ・ニシム電子工業:47名	o 社員(管理職等)へ口頭で要請 (計79名) ・ 当社訪問時等の取引会社の対応者数は、 72名(総社員数:3,979名) (注) 取引会社内でその後要請された人数は把握 していない。 ・ お客さま(5社)への要請は、7名。
(6)同番組への 投稿状況 ()	ο 協力会社の投稿者数∶17名	o 取引会社等の投稿者数:79名(fax38含む) (内訳) 取引会社:75名、お客さま:4名

()投稿者数は、H23年7月13日までに判明したもの。

〔表2〕 社内に対する要請概要

	原子力発電本部等分	佐賀支店分		
(1)要請日	o 平成23年6月22日、24日	o 平成23年6月22日		
(2)要請者	o 原子力発電本部 課長級社員(1名)	o 佐賀支店 部長(1名)、営業所長(1名) 〔計2名〕		
(3)要請先 (注)各事業所ごとの (/)内は 要請された人数 事業所社員総数	 で記事業所の社員 (計498名) ・本店(原子力発電本部内) 社員〔78/150名〕 ・玄海原子力発電所(次長) 社員〔242/560名〕 ・川内原子力発電所(次長) 社員〔110/287名〕 ・川内原子力総合事務所(副所長) 社員〔50/50名〕 ・東京支社(課長級、副長級) 課長級、副長級〔7/33名〕 ・佐賀支店(課長級)〔3/242名〕 ・唐津営業所(課長級、副長級)〔3/60名〕 ・鹿児島支店(課長級社員) 管理職〔5/382名〕 	(計21名) ・支店部長 課長級(7/64名) ・営業所長 管理職(14/81名)		
(4)要請内容	o メールで要請 (P3(4) と同様) 6月22日送信分 (メール文の一部抜粋) ・「本件(当該番組)については、我々自身、極めて重大な関心事であることから、万難を排してその対応に当たることが重要と考えております。 ・ つきましては、各位他関係者に対して、説明会開催についてご周知いただくとともに、可能な範囲で、当日ネット参加へのご協力 をご依頼いただきますよう御願い致します。	o 口頭で要請 ・番組への投稿要請		
(5)同番組への 投稿状況	o 投稿者数:34名	o 投稿者数:11名(fax 4含む)		

(注)投稿者数は、H23年7月13日までに判明したもの。

- 今回の投稿者数(合計):141名(社外96、当社社員45)○ 説明番組全体の投稿数(新聞情報より)·計 589件 (内訳)賛成:286、反対:163、その他:140

(参考1)「鹿児島県議会 原子力安全対策等特別委員会」における発言について

o 「鹿児島県議会 原子力安全対策等特別委員会(7月4日、11日)」において、原子力発電本部部長 (当時)が、今回の事象(説明番組への投稿要請)に関する質問の際、発言した内容の要旨は以下のと おり。

[7月4日(発言要旨)]

質問内容(委員)

・「この番組中に運転再開を賛成する、支持する文言の電子メールを番組に投稿するようにと、九州電力殿からという形での指示が会社(当社協力会社)からあったとのこと。そのように要請された事実があるのか。」

答弁内容(同本部部長)

・「当社としては、そのような依頼を実施した事実はない。こういう番組が開催されるという連絡はしたが、 それに対し、どうこうしろというようなことをやっていた事実はない。」

[7月11日(発言要旨)]

質問内容(委員)

・「7月4日の委員会で、『そういう事実はなかった』というふうに回答され、7月2日の赤旗の記事が載る前の事前の取材等で九電の広報担当者が、『そういうことは一切ない』と回答。その後、6日の国会での笠井亮衆議院議員の追及の後、同日、社長が謝罪をされた。4日の委員会の日には、指示はしていないということだが、嘘の上塗りは止めていただきたい。」

答弁内容(同本部部長)

- ・「私の思いで()、そういう事実はなかったと申し上げたが、事実関係を調査した結果、そういう要請をしていたという事実があった」、また、「赤旗等から取材があった件は存じていない。7月4日の段階では、事前にそういう話しがあるとはまった〈知らなかった。」 (7月4日、事実関係を確認せずに)
- ・「指示した内容は、番組周知だけで、メールの存在を知らなかった。」、「7月4日の発言は、自分としては、番組開催の周知を指示していたので、調査をせずに回答したことは、非常に申し訳ない。」
- (参考2)「玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民フォーラム(平成23年7月8日、佐賀県主催)」における当社からの参加要請について
 - o 佐賀支店長(現:佐賀支社長)は、部下に対し、当社社員(佐賀支社等)及び取引会社(23社)、協力会 社等のグループ会社(9社)に対し、開催の周知を指示。(6月30日)
- o 7月1~4日、当該フォーラムの周知を実施。その際、「興味がある方は、是非、個人として参加申し込みをお願いしたい」とのコメントし、「任意参加」を呼びかけ。
- o 当社社員の当選は、22名であった。ただし、会社の指示で、当選者に辞退を促した結果、当社社員 は出席せず。
- o なお、取引会社や協力会社等のグループ会社からの当日出席者は、63名。
- ・ 県民フォーラムへの出席状況

(単位:人)

	佐賀支社	佐賀お客さま センター	佐賀電力 センター	計
開催周知	73	335	186	594
申込み	11	86	2	99
当選	0	22	0	22
当日出席 (7/8)	0	0	0	0

(1 1- + + +)				
取引会社 (23社)	協力会社 等(9社)	計		
145	246	391		
121	208	329		
42	43	85		
32	31	63		

2.事象の問題点及び原因(今回調査の総括)

副社長、原子力発電本部長及び佐賀支店長は、事業者である当社から発電再開容認の投稿を増やすために「当番組を周知」するよう指示したことが、中立・公平であるべき国の説明番組に影響を与えるということの認識が著しく欠落していた。

また、上司の指示を受けた原子力発電本部部長も、部下(課長級社員)に番組周知を指示することが、協力会社や当社原子力部門社員等に対し、賛意の投稿を要請する行為につながり、説明番組に影響を与えることを全く認識していなかった。

それぞれ上司から、上記の指示を受け、対応した原子力発電本部の部下(課長級社員)、佐賀支店の部下(支店幹部)は、事業者である当社からの協力会社等への幅広い投稿要請の行動が、社会の常識や倫理観に反し、公平・中立であるべき説明番組に重大な影響を与えることの認識が欠落し、安易に上司の指示に従った。

また、原子力発電本部の課長級社員が具体的に、自宅等のパソコンからのアクセスを要請していることは、第三者を装った投稿要請であるとの疑義のある行動である。

原子力発電本部の課長級社員は、指示をした上司に対して、具体的なメールでの投稿要請について報告を行なっていなかった。また、副社長、同本部長及び同本部部長は、自らの指示に対する部下の具体的な行動についてのフォローを怠り、賛意の投稿要請の実態を把握していないなど、マネジメント及びガバナンス上問題。

佐賀支店においても、取引先に対して要請する際、事例文を持参して投稿要請したことも、極めて重大な問題である。

なお、今回の事象について、6月26日以降、報道機関からの問合せ、新聞への掲載、県議会での質疑があったにも係らず、関係者が事実関係の十分な確認を行なわず、看過するなど、この問題の重大性に対する認識が欠落している。

一連の行動は、今回、関わった副社長、本部長、同本部部長、佐賀支店長、並びに同本部・同支店部下等における、事の重大性の認識不足や、社会の常識や倫理観の欠如、アンフェアな行動を抑制するコンプライアンス意識の希薄さが主因と考えられる。

広範囲にアンフェアな動きが広がることを未然にチェックする機能が働かなかった。

3. 再発防止策

(1) 今回の不祥事は、玄海2号、3号の発電再開に関わっている関係者によるものであるが、単に原子力部門だけにとどまっておらず、幅広く全社大で反省すべき事項である。

本件によって当社の企業としての信頼は失墜してしまったが、今後、地域社会との信頼関係を再構築するため、早急に、以下の再発防止策等に取組み、コンプライアンスの本質()や重要性に関する意識の徹底を図り、経営層をはじめ、全社員一丸となって、信頼回復に努める。

〔()単に、法令遵守というだけではなく、「社会に損失を与えない」「他人に迷惑をかけない」という本質。〕

(具体的な再発防止策)

全社員に対する「社長メッセージ(事実関係と原因、再発防止策)」の発信経営トップと社員の対話活動や、各職場における対話・面談等の充実経営トップ層を含めた経営幹部に対するコンプライアンス研修(講演会等)の実施・コーポレート・ガバナンスや危機管理等に主眼をおいたコンプライアンス研修等全社員、協力会社に対するコンプライアンス教育・研修(今回事案等の水平展開)原子力部門等に対するコンプライアンス研修の実施

・今回事案等を題材としたケーススタディ方式の研修・勉強会等原子力部門と他部門との人事交流の活発化原子力関係協力会社4社におけるコンプライアンス活動の強化内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の更なる周知・活用IT時代に生じる大がかりな不祥事に対するリスク管理の強化社長及びその他の取締役、並びに関係者の厳正な処分

- (2) 社外有識者等で構成する「アドバイザリーボード(委員長:社外有識者)」を設置し、信頼回復に向けての、 今回のアンフェアな行動の原因分析及び再発防止策の深掘りを行なう。
- (3)「信頼回復推進本部(仮称、本部長:社長)」を設置し、社内や「アドバイザリーボード」で検討された再発防止策や、地域社会との信頼回復に関する施策を推進する。
- (4) 今回の事象及び再発防止策、「アドバイザリーボード」の活動成果等の全体の評価については、社外委員等(元裁判官、福岡市人事委員会委員、弁護士、労働組合代表等)で構成される「コンプライアンス委員会(委員長:社長)」で評価を行なう。(目途:アドバイザリーボードによる検討終了後)

・なお、本件のコンプライアンス委員会の委員長は、社外委員とする。

以 上